

# まん延防止等重点措置の実施に伴う施設利用制限について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」（令和3年4月20日付）の実施に伴い、横浜市教育委員会から施設利用について、考え方が示されましたのでお知らせいたします。

## ● 全般

- 1 利用の際は、咳エチケット（マスク・フェイスシールド等の着用）、手洗いの励行、手指消毒（消毒液又は石鹼等の使用）及び健康管理を徹底してください。
- 2 利用代表者は、当日の参加者の体調等状況を把握し、名前、緊急連絡先等名簿を作成してください。（必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。）
- 3 感染防止のため、児童や生徒と接触しないよう学校敷地内には立ち入らないでください。
- 4 来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常、咳、咽頭痛・倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、利用を控えてください。
- 5 県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください。

## ● 研修室・図書室の利用

- 1 会議、サークル活動等の団体利用のみとし、夜間利用は20時（※19時45分）までとします。
- 2 研修室の利用者同士は1m以上（できれば2m）の間隔を空けてください。定員は、次のとおりとします。  
・研修室①②③：24名 ・ 多目的室：52名 ・ 小研修室/厨房：16名 ・ 談話室8名
- 3 ダンス、体操等運動系の利用は、原則マスクを着用し、利用者同士向かい合わずに、間隔を1m以上（できれば2m）空けてください。
- 4 大声を発生するコーラスや詩吟等は不可とします。
- 5 備品は十分な消毒ができないものは貸出し出来ません。必要な物をご持参ください。
- 6 常時、窓や扉を開け、換気扇を使用など頻繁な換気を行ってください。
- 7 飲食については、出来ません。ただし、水分補給は構いません。
- 8 図書室の利用については、夜間20時までを19時30分までとします。また、個人を特定するため氏名等の個人情報を記録させていただきます。（個人情報は、2週間経過後適切に処分いたします。）

## ● その他

- 1 利用調整会議は、利用規制が解除されるまでの間、電話での受付とします。
- 2 団体登録者および図書利用者以外は、利用者情報が把握できないため、入館をお断りいたします。
- 3 各部屋ご利用にあたり、スタッフによる消毒のため、終了時間の15分前までに清掃を終えて退室してください。なお、清掃の際には、テーブル・イスなど手を触れた備品の消毒にご協力をお願いします。
- 4 ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。